

# 令和6年度 ストレスチェックの 実施結果についての 助言等



## 対象は県内のストレスチェック実施企業の人事・保健担当者 ストレスチェックの結果を踏まえた対応策等について助言

働く人たちに対し、心理的な負担の程度を確かめる検査とその結果に応じた面接指導などの対応を行うストレスチェック制度。2014年6月の労働安全衛生法の改正により、従業員50人以上の事業所を対象に、2015年12月から毎年1回、「ストレスチェック」を全ての働く人に対して実施することが義務づけられました。そこで、ストレスとの付き合い方や自殺予防の知識を身につけてもらい、若年層を含めた働く世代の自殺者数の低減を図るために、臨床心理士・公認心理師がストレスチェック（労働安全衛生法に基づくもの）の実施結果を踏まえた対策等について人事・保健担当者等への助言等を行います。

### 方法

- ストレスチェック実施の事業所、大学等に講師（臨床心理士・公認心理師）が出向きます。
- 実施日は希望される日時（令和6年6月～令和7年3月）とします。  
（土、日、祝日、夜間も可）但し、講師等の都合により調整させていただくことがあります。

### 内容

- 従業員、学生等を対象にした心の健康出前講座とは別に、ストレスチェック（労働安全衛生法に基づくもの）の実施結果を踏まえた対応策等について人事・保健担当者等への助言を行います。
- 時間は1時間程度です。

### 申込

- 希望する事業所等は、申込書（裏面）により下記申込受付期間内にFAX、E-mail又は郵送で希望日の2ヶ月前までにお申し込みください。受付は申し込み順とします。但し、受付期間内であっても実施予定件数に達し次第、受付を終了する場合があります。

講座開催年月日	申込受付期間
令和6年6月～令和6年10月開催分	令和6年4月～令和6年8月
令和6年11月～令和7年3月開催分	令和6年9月～令和7年1月

- 講師謝礼・旅費の費用は不要です。（会場費等についてはご負担願います。）
- 講師の調整が困難な場合は、お断りすることがありますので、ご了承ください。
- 事前準備が必要なため、講師決定後のキャンセル・日程変更は認められませんのでご注意ください。（やむを得ない事情を除く）

お申し込み  
お問い合わせ先

（公社）富山県精神保健福祉協会 〒930-0887 富山市五福474-2  
TEL 076-433-0383 FAX 076-433-6695 E-mail: seihofky@yu.incl.ne.jp

